

千曲市訓令第6号

本 庁
出先機関

千曲市公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年8月22日

千曲市長 小 川 修 一

千曲市公印規程の一部を改正する訓令

千曲市公印規程（平成15年千曲市訓令第6号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

市道、用悪水路占用、掘さく許可、行為申請許可	道路河川課長
------------------------	--------

「

道路証明、宅地開発に関する承認書	建築課長
------------------	------

」を

」に、

「

登記に関する文書	管財契約課長	1
----------	--------	---

」を

「

登記に関する文書	管財契約課長	1
	道路河川課長	1
	建築課長	1

」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年8月22日から施行する。